別表第十一号の二(第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

長辺

開設特定無線局数届出書
新規(既存)免許開設局届出書

年　月　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

届出者(注2)郵便番号
住　所
氏名又は名称
法人番号

下記のとおり、電波法 第103条の2第7項 / 第103条の2第8項 の規定により　年　月末現在の 開設特定無線局数 / 新規(既存)免許開設局の数 を届け出ます。

記

1	同等特定無線局区分	(　)(注3)
2	包括免許の番号	
3	最初の包括免許の年月日	
4	包括免許の年月日	
5	包括免許の有効期間	
6	開設無線局数	局(　)(注4)
7	総合計	局(　)(注5)

短　辺　(日本産業規格A列4番)

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　届出者の欄の記載は、次によること。

(1)　代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

(2)　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3　第51条の10の2の3の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。

4　法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、当月末における開設無線局数のほか、括弧内に直近の届出時以後の増減数を記載すること。

5　1の欄に記載した同等特定無線局区分に係る包括免許の当月末における開設無線局数の合計局数を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内の区分に係る直近の届出時の合計数からの増加数を記載すること。

6　不要の文字を抹消すること。

7　1の欄に記載した同等特定無線局区分に包括免許が二以上あるときは、包括免許ごとに2の欄から6の欄までを記載すること。

8　1の欄に記載する同等特定無線局区分が二以上あるときは、同等特定無線局区分ごとに1の欄から7の欄までを記載すること。

9　全てを記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。